

## 総務委員会会議記録

総務委員長 岩崎 友一

### 1 日時

平成 25 年 12 月 5 日（木曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 1 時 54 分散会

（うち休憩 午前11時21分～午前11時27分、午前11時38分～午前11時38分、  
午前11時39分～午前11時42分、午前11時44分～午前11時44分、  
午前11時54分～午前11時57分、午前11時59分～午後 1 時 4 分）

### 2 場所

第 1 委員会室

### 3 出席委員

岩崎友一委員長、軽石義則副委員長、嵯峨老朗委員、熊谷泉委員、佐々木博委員、  
小田島峰雄委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、久保孝喜委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

藤澤担当書記、菊地担当書記、石田併任書記、及川併任書記、坂本併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### (1) 秘書広報室

水野秘書広報室長、保副室長兼首席調査監、八重樫調査監、菅原秘書課総括課長、  
野中広聴広報課総括課長

#### (2) 総務部

小田島総務部長、杉村総務部副部長兼総務室長、佐藤総合防災室長、  
佐藤参事兼財政課総括課長、山崎総務室入札課長、渡辺総務室放射線影響対策課長、  
大槻人事課総括課長、細川法務学事課総括課長、  
岡崎法務学事課私学・情報公開課長、小向税務課総括課長、宮管財課総括課長、  
小畑総合防災室防災消防課長、佐藤総務事務センター所長

#### (3) 政策地域部

中村政策地域部長、大平政策地域部副部長兼政策推進室長兼首席 I L C 推進監、  
紺野政策地域部副部長兼地域振興室長、菊池政策推進室政策監、  
小平政策推進室評価課長、平野政策推進室調整監、伊勢政策推進室分権推進課長、  
五月女市町村課総括課長、小原調査統計課総括課長、  
松川参事兼 N P O 文化国際課総括課長、藤田地域振興室県北沿岸・定住交流課長、  
佐々木地域振興室交通課長、古舘地域振興室地域情報化課長

- (4) 復興局  
佐々木理事兼復興局副局長、岩間復興局副局長、小野寺復興担当技監、  
森総務企画課総括課長、遠藤まちづくり再生課総括課長、石田産業再生課総括課長、  
佐野生活再建課総括課長
- (5) 国体・障がい者スポーツ大会局  
松岡国体・障がい者スポーツ大会局長、西村副局長、小友総務課総括課長、  
伊藤特命参事、安部施設課総括課長、高橋競技式典課総括課長
- (6) 議会事務局  
新屋議会事務局次長、高坂総務課総括課長
- (7) 人事委員会事務局  
佐藤人事委員会事務局長、花山職員課総括課長
- (8) 警察本部  
安岡警務部長、米澤参事官兼警務課長、佐藤警務部参事兼会計課長、  
高橋生活安全部参事官兼生活安全企画課長、古澤交通部参事官兼交通企画課長
- 7 一般傍聴者  
2人
- 8 会議に付した事件
  - (1) 委員席の変更
  - (2) 議案の審査
    - ア 議案第1号 平成25年度岩手県一般会計補正予算（第4号）
    - イ 議案第3号 岩手県県税条例の一部を改正する条例
    - ウ 議案第5号 岩手県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例
    - エ 議案第22号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
    - オ 議案第23号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定める  
ことに関し議決を求めることについて
    - カ 議案第24号 岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関し議決を求めること  
について
    - キ 議案第30号 当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについて
  - (3) 請願陳情の審査
    - ア 受理番号第79号 尖閣諸島の実効支配の推進及び領海警備法の制定を求める請願
    - イ 受理番号第92号 新聞に消費税軽減税率適用を求める請願
    - ウ 受理番号第93号 特定秘密の保護に関する法律の制定に反対する請願
    - エ 受理番号第94号 TPP交渉に関する請願
  - (4) その他  
次回の委員会運営について
- 9 議事の内容

○**岩崎友一委員長** おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、警務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**安岡警務部長** お許しをいただきまして、警察職員の非違事案につきまして、御報告とおわびを申し上げます。

11月18日に開催された提出予定議案等説明会の席上におきまして御報告したところですが、警察本部地域課警察航空隊に勤務する警察官が詐欺の容疑で逮捕されるという非違事案が発生いたしました。この場をおかりいたしまして、県民の皆様におわび申し上げる次第でございます。

県警察といたしましては、非違事案の絶無に向け、全職員に対して職務倫理教育や倫理管理の再徹底を図るなど一日も早い信頼回復に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。以上でございます。

○**岩崎友一委員長** これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款警察費、第11款災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1、2及び20並びに第4条地方債の補正を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤参事兼財政課総括課長** 議案第1号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。今回の補正は、被災地において福祉灯油事業を実施する市町村に対し補助を行う経費のほか、7月から10月にかけての大雨や台風被害への対応にかかる超過勤務手当などの予算を計上したものであります。

まず第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,845万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1兆2,025億6,187万8,000円とするものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第2条繰越明許費につきましては第2表繰越明許費のとおり、第3条債務負担行為の補正につきましては第3表債務負担行為補正、第4条地方債の補正につきましては第4表地方債補正のとおりであり、順次御説明を申し上げます。

4ページをお開き願います。第2表繰越明許費については、今回当委員会の所管のものはありません。

5ページ、第3表債務負担行為補正をごらん願います。1、追加のうち、当委員会所管のものは、1、指定管理者による公会堂管理運営業務、2、指定管理者による総合防災センター管理運営業務、6ページの20、放置車両確認事務委託でございます。

8 ページの 2、変更については、当委員会所管のものはございません。

9 ページをごらん願います。第 4 表地方債補正の変更は、警察施設整備事業及び警察施設災害復旧事業について、起債の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

3 ページをお開き願います。まず歳入について、5 款地方交付税につきましては、今回の補正の財源とするため 1 億 6,570 万 8,000 円増額するものでございます。

次に 4 ページ、9 款国庫支出金、1 項国庫負担金については、5 目教育費負担金について、教職員給与費の財源として 245 万円増額するものでございます。

5 ページ、12 款繰入金、2 項基金繰入金については、今回の補正の財源とするため、東日本大震災津波復興基金からの繰入金を 1,029 万 9,000 円増額するものでございます。

次に 6 ページ、15 款県債につきましては、7 目警察債及び 9 目災害復旧債について、施設整備や災害復旧事業の財源とするため、合計 2,000 万円増額するものでございます。なお、平成 25 年度末の県債残高の見込みにつきましては、21 ページの一般会計地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をごらんください。事業区分ごとの説明は省略をしまして、22 ページの上から 5 行目、計の行をごらん願います。今回の 2,000 万円の増額によりまして、補正後の平成 25 年度末現在高見込額は、一番右側の欄でございますが、1 兆 4,382 億 3,633 万 5,000 円となるものでございます。

次に、予算に関する説明書 7 ページにお戻りをいただきます。当委員会所管の歳出について御説明申し上げます。7 ページの 1 款議会費、1 項議会費、次の 8 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費及び 9 ページ、8 項人事委員会費については、議会事務局、知事部局及び人事委員会事務局の職員の超過勤務手当をそれぞれ関係の目に増額するものでございます。

11 ページをお開き願います。9 款警察費、1 項警察管理費につきましては、2 目警察本部費に職員の超過勤務手当等を増額、4 目警察施設費に、交番、駐在所建設事業費を増額し、合計で 3,951 万 8,000 円増額するものでございます。

13 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費の 2 目警察施設災害復旧費に警察施設の災害復旧事業費を 3,876 万円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第3号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小向税務課総括課長 議案第3号岩手県県税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案（その2）の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案要綱により御説明させていただきます。

まず、第1の改正の趣旨であります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律により、地方税法の一部が改正されたことに伴い、地方消費税の税率を改めようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容であります。1の地方消費税関係については、地方消費税の税率を63分の17に改めようとするものであります。地方消費税は、消費税額を課税標準としており、現行では国の消費税率は4%、地方消費税率は100分の25、消費税率換算すると1%となり、国の消費税率4%と地方消費税率1%を合わせると5%となっております。消費税法改正法により、平成26年4月1日から、国の消費税率が6.3%に改正されており、改正後の地方消費税率63分の17を消費税率換算すると1.7%となり、消費税率6.3%と地方消費税率1.7%を合わせると8%となるものであります。

2の施行期日等については、平成26年4月1日から施行すること及び所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木博委員 これは、国の法律に従って自動的になるわけですから、このことについてはいいわけですが、県に入ってくる地方消費税の半分は市町村に交付されているわけです。今までは人口数、あるいは従事者数といったものを勘案して、大体半分を交付していたわけですが、今回の増収分については、社会保障関係費に限って充当するということになっていますが、まず一つは、これにかかわって、市町村への交付も社会保障に使う関係で、人口数だけに比例して交付するというように変わったはずなのですが増収分だけそういう扱いなのか、あるいは全体がそのようになるのかが一つ。

それから、もう一点は、今までと若干交付の基準が変わることによって、どういった差異が具体的にあるのか。多分そんなに差異はないのだろうと思いますけれども、そのことについて見解を示していただきたいと思います。

○小向税務課総括課長 ただいまの御質問についてでございますが、具体的な市町村への交付の部分について、社会保障の分だけだとか、あるいは全体なのかということがまだ示されてございません。大変申しわけございませんが、もう少し時期をお待ちいただきたい

と考えております。よろしく申し上げます。

○佐々木博委員 いつごろまでに示されるのですか。

○小向税務課総括課長 税制改正大綱が示されるのが今月の半ばから末と聞いておりますので、その時期には示されるものと理解しております。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号岩手県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○安岡警務部長 議案第5号岩手県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案(その2)の3ページをお開き願います。内容につきましては、お手元にお配りしております議案第5号関係の資料により御説明いたします。

まず初めに、留置施設視察委員会について御説明いたします。この委員会は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第20条の規定に基づき、都道府県警察の管轄区域内にある留置施設を視察し、その運営に関し警察署長に対して意見を述べる機関であります。設置の目的は留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保することであり、部外の第三者から成る機関を警察本部が設置したものであります。現在の委員は、弁護士、医師、福祉団体役員及び更生保護団体役員の4人で構成されております。

次に、1の改正の趣旨であります。今回の改正は、地域主権改革一括法の施行に伴って、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部が改正され、委員の定数及び任期を規定した同法第21条第1項及び第3項が削除されたほか、新たに同条第4項に、委員の定数及び任期については、国家公安委員会の定める基準を参酌の上、条例で定める旨規定されました。また、国家公安委員会規則が新たに制定され、委員定数の基準は10人以内、任期の基準は1年と規定されたことにより、これまで条例に規定していなかった委員の任期について、新たに条例に規定することとし、あわせて所要の整備をするものであります。

次に、2の条例案の内容であります。改正する点は2点あります。第1項関係は項ずれに関する内容であり、先ほど御説明したとおり、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に

関する法律第21条第1項及び第3項が削除されたことに伴い、項ずれが生じたために所要の整備を行うものです。第2条関係は、留置施設視察委員会の任期に関する内容であります。委員の任期については、国家公安委員会の定める基準を参酌して条例で定めることとされたことから1年と定めるものです。

次に、3の施行期日についてであります。平成26年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○久保孝喜委員 ただいまの説明で、条例改正の趣旨については承知したところですが、ちなみにこの留置施設視察委員会は、現行、年度の中ではどの程度の頻度で行われているのか、あるいは委員の報酬についてはどういうことになっているのか、そして先ほど委員の4人の方々のそれぞれの出身というか、選出エリアといいますか、その分野についてはかなり固定化されているのかどうか、その辺についてお知らせいただきたいと思っております。

○安岡警務部長 留置施設視察委員会についてでございますが、平成24年度の活動状況ですけれども、昨年度は2回の会を開催したほか、五つの警察署、六つの留置施設を視察し、3人の被留置者との面接を実施しているところでございます。そうした活動を通じて、委員会から寄せられた意見については、例えば被留置者のプライバシー保護に配慮した護送の実施ですとか、留置施設に備えつけの本、官本といいますけれども、それを充実することを御意見としていただき、措置を講じているところでございます。

委員の身分については、地方公務員法第3条第3項第2号に該当する非常勤の特別職の地方公務員であります。委員会の委員数は4人でございますけれども、再任については2回に限るとしてございまして、長期にわたり委員が固定化することは望ましくないものと考えておりますので、2回に限り再任をしているというところでございます。

補足いたしますけれども、委員については、法律第21条第2項の規定により人格、識見が高く、かつ留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者から、県公安委員会が任命することとされてございまして、特定の範囲の年齢、性別、業種等が偏ることがないように配慮いたしまして、弁護士などの法律関係者や医師、地域住民の代表、女性等を任命することとしているところであります。特別職の地方公務員でございますけれども、具体的な報酬の金額については、今手元に資料がございませんので、申しわけありません。

○久保孝喜委員 五つの警察署の6カ所というお話が先ほどありましたが、県内全体では、留置施設視察委員会が視察をする箇所数というのはどれぐらいで、それは大体何年に1回は必ず行くということになっているのでしょうか。

○米澤参事官兼警務課長 何年に1回とか、その頻度につきましては、特別な規定はないものと承知しております。ちなみに、今年度の留置施設視察委員会の委員による視察でございますけれども、4月以降、12月4日までは県内の6署、計7施設の視察をしまして、各被留置者との面会あるいは施設等の改善等の要望がなされているところでございます。

○久保孝喜委員 全体で何カ所ですか。

○米澤参事官兼警務課長 6警察署、7施設でございます。

○久保孝喜委員 視察対象先は何カ所ぐらいあるのですか。

○米澤参事官兼警務課長 全体では17警察署、18施設ございまして、盛岡東警察署だけは一般の留置施設と女性専用の施設がございまして、これが2カ所ということで適用しているところでございます。

それから、釜石と宮古警察署の両署につきましては、現在震災の影響で施設がまだ使えないということでございまして、宮古の警察署につきましては岩泉警察署、それから釜石の警察署につきましては遠野警察署にそれぞれ留置をして、留置担当者も配置しているという状況でございます。以上です。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○渡辺放射線影響対策課長 議案第22号あっせんの申立てに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その2）の20ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております説明資料により説明させていただきます。

まず、1の提案の趣旨であります。平成23年3月11日に発生しました東京電力株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センターに対しあっせんの申し立てを行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2のあっせんの申立先であります。あっせんの申立先である原子力損害賠償紛争解決センターは、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力事故の被害者が原子力事業者である東京電力に行った損害賠償請求について、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関であります。原子力損害賠償紛争解決センターは、文部科学省のほか、法務省、裁判所、日本弁護士連合会出身の専門家らによって構成されまして、被害者の申し立てにより弁護士の仲介委員らが原子力損害の賠償にかかわる紛争について、和解の仲介手続を行い、当事者間の合意形成を促すことで紛



争の解決を図ります。

次に、3の申立ての趣旨であります。岩手県が平成23年3月11日の東京電力原発事故発生以来、平成25年3月31日までに当該原発事故による放射性物質の影響対策に応じた費用について、当該事故の原因者であります東京電力に対し、損害賠償請求を行った累計21億195万6,759円を支払うよう原子力損害賠償紛争解決センターに和解、仲介のあっせんを求めるものであります。なお、現時点におきましても、東京電力と交渉を継続しており、今後申し立てまでの間に東京電力と賠償金の一部支払いに合意した場合などにつきましては、当該合意額などを除いた額をもって、原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てを行うものであります。

次に、4のあっせん申立額であります。県が平成24年1月26日の第1次から平成25年6月21日の第4次にわたり、東京電力に対し損害賠償請求を行った合計66億2,500万円余から震災復興特別交付税相当額18億4,600万円余、及びこれまでに東京電力が賠償金の支払いに合意した額26億7,600万円余を除いた額21億100万円余について、東京電力が支払いに応じるよう原子力損害賠償紛争解決センターに対し、和解、仲介の申し立てを行おうとするものであります。

最後に、5のあっせんを申立てる理由であります。県は、原発事故による損害の全ては、当該事故の原因者である東京電力が第一義的にその責任を負うべきものとして、原発放射線影響対策に要した費用について市町村と協調し、損害賠償請求を行い、知事、市長会、市長会会長及び町村会会長らによる東京電力会長などへの直接要請、あるいは公開質問の実施などを行いまして、十分かつ速やかな支払いを求め、交渉を進めてまいりました。

しかし、東京電力は賠償範囲を政府指示等に基づき、負担を余儀なくされた費用などに限定するというような、賠償に対し消極的な姿勢を基本的には変えようとしておりません。これまでの交渉の結果、東京電力は賠償対象と認めたものにつきましては、一部支払いの動きが認められる一方で、賠償対象外としているものにつきましては、賠償対象外の判断に至った理由などについて繰り返し要請をしたものの具体的な説明がなく、賠償対象の拡大などにも応じようとはしない状況にあります。

このような状況では、このまま当事者間による直接交渉を続けてもこれ以上の具体的な交渉の進展が期待できないと見込まれることから、法的な紛争解決機関である原子力損害賠償紛争解決センターに対し、和解の仲介を申し立てることにより、東京電力の変化を促すことが適当と判断したものであります。

なお、申し立ての時期であります。これまでと同様に、市町村と協調いたしまして行う予定でございますので、市町村の議会における審議を待ちまして、平成26年1月中に申し立てを行う予定としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 確認ですけれども、東京電力との支払いに向けた交渉で意見が合わなか

った点、相違している部分について、説明をもう一度入れていただきたいと思います。また、今回の請求におきまして、県、そして市町村分の割合、あとは金額等をお示しいただきたいと思います。あわせて、これからあっせん申し立てを行った後のスケジュールや、あとはどのような形で解決に向けての計画が進んでいく見通しなのか、期間等も含めてお示しをいただきたいと思います。

○渡辺放射線影響対策課長 まず、東京電力との意見の相違点でございますが、多数ございますけれども、一番大きな相違点といたしましては、東京電力が国の指示などに基づく部分に賠償対象を限定しているのに対しまして、県といたしましては、県の判断で住民の安全安心を確保するために行った全ての対策の費用について認めるように求めている点が一番大きな相違点でございます。

次に、市町村との額の割合ということでございましたが、今回県が議会にお諮りいたしました額につきましては全て県の額でございます。市町村等の額につきましては、それぞれの市町村が各議会に議案を提案している状況でございます。また額につきましても東京電力との交渉中でございますので、最終的な額は動いている状況でございます。

次に、スケジュールでございますけれども、1月に申し立てを予定してございますが、実は自治体の申し立てというものがこれまで数例しかございません。また、あったものもいたしまして、市町村レベルの特定の分野に限ったものでございまして、今回のような行政全体のものについての申し立て、また県レベルでの申し立てはこれまで例がないということでございます。最近の原子力損害賠償紛争解決センターの審議期間は大体五、六カ月ということで動いているようでございますが、昨年の平均の大体8カ月以上は要するものと我々は見込んでございます。来年の秋になると思われるのですが、その段階で原子力損害賠償紛争解決センターからは和解案が提示され、それについて検討するという状況になるものと思っております。以上でございます。

○工藤大輔委員 それでは、市町村分の総額がどのぐらいになるのかをお伺いしたいと思いますし、あわせて、これから発生する追加請求分等の取り扱いはどのような形になるのかお聞きします。

○渡辺放射線影響対策課長 まず市町村の総額でございますが、申しわけございませんが市町村の総額はまだ精査中の市町村もございまして、総額といたしましてはまだ把握できている状況にはございません。もう少し時間をいただきたいと思っております。また、追加分でございますけれども、今回申し立てるのは、平成24年度分までということでございますので、平成25年度分につきましては今後の請求に従って対応して考えてまいりたいと思っております。また、さらに追加で新たな発生分が出た場合につきましては、平成24年度分まで新たなものが認められた場合には、原子力損害賠償紛争解決センターにおける審議過程におきましても、追加で申し立てることが可能というように確認をとってございます。以上でございます。

○工藤大輔委員 わかりました。後ほど各市町村がまとまれば総額がわかるということは

わかりました。該当する市町村数だけでもお示してください。

○渡辺放射線影響対策課長 総額は後ほどまた改めて説明する機会をいただければと思います。

まず市町村数でございますが、現在我々が把握しているところでは29の市町村と広域連合、内訳といたしましては23市町村、広域連合、一部事務組合は6の団体、合計29団体が県と一緒に申し立てをする予定になってございます。まだ態度を保留している団体が8ほどございます。申し立てを行わないと考えているところは2団体ございますが、この2団体につきましては、東京電力との賠償交渉が比較的順調に進捗している団体でございます。以上でございます。

○久保孝喜委員 引き続きあっせんについてお尋ねをしますが、今お話のあった市町村との共同申し立てということは、非常に意味が大きいことだと思うのです。まず、最初に結論めいたことを申し上げて恐縮なのですが、順調に交渉が進んでいる市町村もあるということなのですけれども、この全体合意ができないことのほうがむしろ県としては非常にマイナスなのではないかという気がするのです。もちろん自治法上、それぞれの議会とかを含めて、議決を要する内容だということがわかった上でお聞きするのですが、消極的だったり、やや消極的だったりという数字は既にいただいていますけれども、この自治体、団体についても、あっせんが全く必要ないというように外形的に見られるわけですか。その辺の事情について、消極的だと言われている団体の事情、現状ということについても御説明をいただきたい。

○渡辺放射線影響対策課長 市町村の状況でございますが、まず全体合意ができないということでもございましたけれども、御指摘のとおり、今回の申し立てにつきましては、県とそれぞれの市町村が別々に申し立てを行うということになってございます。しかしながら、自治体の心理といたしましては、県と市町村の審議は一体として行うということで、原子力損害賠償紛争解決センターとは調整しておりまして、確かに金額ですとか、事業の実施場所などは違う点はございますけれども、住民に対して測定を行い、セミナーを行ったり、情報提供を行ったり、あるいは除染を行ったりというような活動自体については、県も市町村も同じような項目を行ってございます。ただ、市町村によっては、項目が多い少ないということがございますので、そういったことで東京電力との交渉の中で100%に近いところからゼロに至るところまでというような話をしている状況でございます。

したがって、それぞれの項目について、今後審議を進める中で、市町村によっては大きく前進するところ、余り前進しないところという差が出てくるとお考えですので、最終的には、県、市町村それぞれ判断すべき点が出てくるとお考えですが、そういった点につきましても、我々として一緒にになって検討してまいりたいと思っております。

○久保孝喜委員 いただいている資料の中で、10月の段階で、市町村とか広域事務組合も含めて16団体が不明となっているのですが、現状はどうなっているのですか。

○渡辺放射線影響対策課長 市町村の動向でございますが、先ほどの答弁で私が御説明い

たしました29市町村が県と同調して一緒に申し立てると申ししたのは、その後の不明であったところが動いた結果でございます。現在、まだ態度を決めかねている団体は8団体でございまして、あと申し立てないとしているところが2団体のみでございます。ただ、申し立てないと判断した市町村につきましても、東京電力に対する損害賠償請求の動きにつきましても、県と一緒にこれからも損害賠償請求に当たっていくところでございます。

○久保孝喜委員 原発事故にかかわる損害賠償請求で、自治体がこれほど本格的にあっせんを申し立てるのは初めてだという話なので、今後のあっせんにかかる審査の行方というのは非常に手探り状態ということもあるのでしょうかけれども、一般的に、あっせんということになると、請求を申し立てた金額よりも当然下回る額であっせんの金額が示されるということになるのだと思いますが、つまりそれは言葉をかえて言うと、請求金額がこれだけあるけれども、あっせんで出た金額が取れるだけ取ればよいというように理解したほうがいいのですか。それとも何かそれ以外の積極的な意味というのがこのあっせんにはあるのでしょうか。

○渡辺放射線影響対策課長 あっせんの関係でございますが、今久保委員御指摘のとおり、通常の民事上のあっせんの場合には請求者が100%認められるというのは余りないと我々も認識してございます。ただ今回、実はまだ原子力損害賠償紛争解決センターに対して申し立てをする前の段階でございますので、現段階におきまして我々が言えますことは、請求額全てについて審議の過程で、我々の正当性を主張してまいりたいと考えてございます。

もちろん最終的に原子力損害賠償紛争解決センターから示されたあっせん案が妥当なものかどうかという判断は必要だと思いますが、現段階におきましては、まだ原発事故に伴うこういった自治体の損害賠償のルールというものが全くできていない状況にございます。そういったルールといったものが今回の原子力損害賠償紛争解決センターに対する申し立ての審議の過程の中で形成されていけば、当然我々としても納得できるものがここででき上がれば、またそこで判断したいと思っております。

○久保孝喜委員 確認をいたしますが、あっせん案が出た時点で100%それを受けるということにはならない。それも審査の経過なり、あっせんの提示の内容をしっかりと吟味をして、場合によっては、このあっせんを拒否することもあり得るのだと理解をしていいのかというのかというのがまず一つです。

そうなった場合に、次の手はあるのか。いわゆる普通であれば裁判ということになるのでしょうかけれども、そこまで含めて覚悟をしているという理解でよろしいかどうか、ここをお聞きしたいと思います。

○渡辺放射線影響対策課長 まず、あっせん案に対する基本的な立場であります。まだあっせん案が提示されている段階ではございませんので、その段階で、同センターから示されたあっせん案を受諾するとか、あるいはそれに対して拒否するとか、そういった判断は現段階ではできないものと思っております。先ほども申しましたが、このあっせん案

が適当なものであるかどうか、また東京電力が応じるかどうかはまだわからない状況でございますので、そういった状況を見ながら、またその際に検討してまいりたいと思っております。

またもう一方、当然100%受けるとも受けないとも言えない状況でございますので、可能性としては、そのあっせん案に対して受け入れることができないという場合も想定はされます。そうなりますと、通常の場合、訴訟という形が想定されます。県といたしましては、もちろんまだ審議も始まってございませんので、訴訟を起こすというような段階ではございませんが、当然選択肢としてはそういった可能性はあると思っております。そういった強い姿勢で、原子力損害賠償紛争解決センターにおける審議にも臨もうと思っておりますし、今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

○佐々木博委員 私も原子力損害賠償紛争解決センターのあっせんのことについてよくわからないので教えていただきたいのですが、通常裁判の場合ですと、裁判所が関与して和解すると当然強制執行できるわけですが、このあっせん案というのは、成立すれば強制執行できる種類のものだと考えてよろしいのですか。

○渡辺放射線影響対策課長 今回、原子力損害賠償紛争解決センターで審議の後に出されるあっせん案につきましては、そのような強制力を持ったものではございません。したがって、東京電力にいたしましても、県といたしましても、自由な立場でそれに対して従うかどうかという判断ができると思います。

○佐々木博委員 あっせんして案が示されても強制力がないのであれば、支払いは生じない可能性が高いわけです。そうすると当然、この場合は訴訟をやるしかないのではないのですか。その場合は、それを受け入れて検討という話ではないと思うのです。大体あっせんをするというのは、基本的には訴訟だと時間がかかるから、だからまずあっせんを頼んでみて、それでどうだと。そして、だめならば訴訟をやる。やはり訴訟が前提でないと、私は申し立てても迫力がないのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○渡辺放射線影響対策課長 御指摘のとおり、当然あっせんが強制力を持っていないものでございます。したがって、訴訟を前提というような考えも成り立とうかと思っております。ただ残念ながら、先ほども説明いたしました、東京電力が賠償対象外という判断に至った理由も説明していない状況でございます。

したがって、今回の原子力損害賠償紛争解決センターにおける審議を通じまして、そういった東京電力の考え方の資料を提出させることによって、争点を整理できるものと考えてございまして、またその判断が妥当かどうかということも検討できるものと考えてございまして、県の姿勢としましては、先ほど申しましたとおり、まだ審議が始まる段階において将来的な、もしあっせん案を拒否した場合の対応というのを、ここで申し上げるのは適当でないと思っておりますけれども、今佐々木委員御指摘のとおり強い姿勢では臨もうと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○佐々木博委員 正直に申し上げまして、東京電力も資金繰りが大変だと聞いております。

そういった中であって、債務を認めてもなかなか支払いが遅滞しているという話もありますけれども、恐らく今おっしゃっている認めていないというものについては、そもそも債務が存在しないという前提で多分東京電力は臨んでいるのです。ですから、私はこのあっせん申し立てをやるということに一つの意義はあるとは思いますが、問題は8カ月ぐらいということですから、訴訟をやればもっと時間がかかりますから意義があると思いますが、現状を考えますと強い姿勢で臨むということが必要だと思います。

それから、ちょっと中身について伺いたいのですが、請求額の中から合意済み額を控除するのはわかるのですが、震災特別交付税相当額も控除しているわけです。県としては、その分の損失がないから控除するのは当たり前でしょうけれども、国はどうかですか。この震災復興特別交付税を交付した分について、国は損失になるわけだから、国が承知しないと論旨一貫しないと思うのですが、どういう扱いになっているのでしょうか。

○渡辺放射線影響対策課長 震災復興特別交付税相当額の取り扱いでございますが、実はこれまで震災復興特別交付税相当額分を含めて東京電力に請求いたしまして、仮に東京電力が早期に支払いをした場合には、相当額分につきましては、国に返還するという形になると考えてございます。

なぜその請求額の中に入れたかと申しますと、まだ請求時点において額が確定していなかったこともありますし、先ほど申しましたとおり、入った場合には国に返還するということが制度的に認められているということがございますので、そういった対応が直接交渉の段階では可能であったという考えでございます。

しかしながら、今回原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんで申し立てるに当たり、法律的な整理がなされることとなります。そうなりますと、震災復興特別交付税相当額分について誰が請求権者であるのかというような法的な整理が必要になると思います。

今回、申し立てるに当たりまして、その震災復興特別交付税相当額分の取り扱いについて、国に確認をいたしました。県が国にかわって東京電力に請求し、取り立てた場合には、国に返すというような取り扱いでよろしいかと。ところが、国からは明確な回答がございません。そういったことから、我々いたしますと請求権者が誰かというようなことが後々争いとなるような曖昧な点につきましては、今回整理いたしまして、請求権者が明確に県というふうに判断できる分だけについて請求するものでございます。

○佐々木博委員 今の点についてはよくわかりました。最後にしますけれども、岩手県でも、民間の方々に東京電力の放射能被害の関係で、東京電力に独自で交渉している方というのはかなり多いのです。それで、東京電力も随分電話の台数もそろえてやっているというお話のようですけれども、現実にはなかなかつながらない。それから、もちろんつながってもほとんど相手にしてもらえない。それで結局、どういうことを起こしているかという、訴訟を起こせば相手も出てきますから、従って弁護士を雇ってお願いして、そして訴訟を起こす。訴訟を起こすといやが応でも期日が決まって話し合いの土俵ができます。そういったことで苦労されている方が私の周りにも現実におります。ですから、そういっ

た中であつせん申し立てをして論点の整理がされていけば、恐らく今後そういった訴訟を起こしていないような個人の方々でも論点が整理されていきますとそういった方向でこれから一つの賠償の基準が固まっていくのだと思うのです。そのような点では、非常に私は意義があることだと思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいということを申し上げて終わります。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第23号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○安岡警務部長 議案第23号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明いたします。議案（その2）の21ページをお開き願います。内容につきましては、お手元にお配りしております議案第23号関係の資料により御説明いたします。

本件損害賠償事案の相手方は、奥州市水沢区在住の男性であります。本件事案は、平成25年10月16日午前10時50分ごろ、台風26号に伴う強風により水沢警察署敷地内に植えられている県有財産の立ち木1本が倒れ、同敷地内駐車場に駐車中の車両に衝突。同車両に損害を与えたものであり、この損害に係る車両修理費21万914円を賠償しようとするものであります。

損害賠償の原因でありました当該県有財産である立ち木に腐朽等はなく、定期的に剪定等の管理がされていたものであり、台風に伴う強風が主な原因と考えております。

以上で説明を終わりますが、資料の裏面には、倒れた木と被害車両の位置関係を記載した資料を、2枚目には現場の写真を添付しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

〔佐々木博委員退室〕

○岩崎友一委員長 次に、議案第24号岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○杉村副部長兼総務室長 議案第24号の岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その2）の22ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております説明資料により説明させていただきます。

まず、1の提案の趣旨でございます。岩手県公会堂の指定管理者の指定の期間が平成26年3月31日をもって満了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定の期間であります。平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものであります。

次に、3の指定管理者が行う業務であります。一つ目に施設等の運営に関する業務、二つ目に施設等の管理に関する業務、三つ目に施設で実施する自主事業に関する業務、四つ目にその他の業務でございます。

次に、4の指定管理者の候補者の選定経緯であります。まず（1）の選定委員会の概要ですが、岩手県公会堂の指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項を審議するため、平成25年8月7日に有識者による、岩手県公会堂指定管理者選定委員会を設置いたしました。選定委員会を8月27日及び10月29日に開催いたしまして、指定管理者の募集要項等の協議及び申請者によるプレゼンテーション審査を行いまして、指定管理者の候補者を選定したところでございます。

（2）の公募期間及び（3）の申請者数ですが、平成25年8月30日から9月30日まで公募したところ、3者から申請書を受理したものであります。

また、（4）の審査結果ですが、選定基準及び審査内容に基づきまして、各委員が設置目的の理解、平等利用の確保、利用促進、サービス向上、収支計画、経営基盤、実施体制など11項目につきまして、100点満点、4人の委員の合計で400点満点で審査したところ、総合得点によりまして、第一商事株式会社、学校法人龍澤学館、株式会社アイ・ビー・シー・開発センター、株式会社総合企画新和を構成団体とするグループを指定管理者の候補者と



して選定したところでございます。

説明資料の2ページをお開き願います。次に、5の指定管理者の候補者の概要でございます。資料記載のとおり、第一商事株式会社を初めとするグループでございます。

次に、6の指定管理者の候補者の主な提案内容及び指定する理由でございますが、まず(1)の主な提案内容です。施設の新しい活用法を利用者の目線から創造し、皆様がより親しみやすく利用しやすい岩手県公会堂を目指すこと。より効果的で効率的な管理運営を毎日の業務を通じて追求することを目標といたしまして、目指すべき効果といたしましては、岩手県公会堂の歴史的・文化的な価値を最大限に発揮させること。利用される皆様のニーズに合った効果的で効率的な管理と運営を行うこと。利用者サービスの向上を常に考え最大限に実践すること。無駄な経費を最大限省く管理と運営を行うことを目指すという内容の提案があったところでございます。

次に、(2)の指定する理由でございます。第一商事株式会社を初めとするグループは、利用者のニーズを把握し、より質の高いサービスの提供が期待できること。他施設での管理運営業務の経験を生かし、適正かつ確実な維持管理が期待できること。グループの経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有していることから次期指定管理者に指定しようとするものでございます。

最後に、7の審査結果一覧でございます。第一商事株式会社を初めとするグループが315点で第1位となったところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○久保孝喜委員 ちょっと教えていただきたいのですが、最後の7の審査結果一覧のところ審査項目の1に設置目的の理解というものがあるが、設置目的の理解が審査の対象になるというのわかるようでわからないのですけれども、具体的には何をもちょうこの点数を付けているのかというところを説明いただけますか。

○杉村副部長兼総務室長 設置目的の理解という項目を設けたのは、岩手県公会堂というものが歴史的、文化的に価値が高いということで、まずもって指定管理者はこれを理解していただくことが先決ということで、このような基準を設けております。具体的には、設置目的に歴史的、文化的価値の理解ということでございまして、審査内容といたしましては施設の設置目的、または歴史的、文化的価値を有しているかどうかを理解しているか、あるいは県民が平等の利用が図られる内容となっているかを審査内容としまして、配点が20点満点ということで審査しております。

○工藤大輔委員 これまでは名称が変わりながらも、平成17年4月から特定非営利活動法人いわてNPOフォーラム21が前の団体から引き続いて第3期まで指定をされてきたということですが、今回新たな指定管理者に変わったということになると思いますが、この中で目指すべき効果について先ほど説明があったわけですが、具体的に新たな取り組みとして高く評価された点をお示しいただきたいのと、現在毎年行っている指定管理者のそれぞ

れの業務がどうだったのか等の評価は作業中ということであり、今評価は出てないわけですが、これまでの特定非営利活動法人いわてNPOフォーラム21の管理運営等の評価は、今まで総体的にどのような団体として評価されたのかお伺いたします。

○**杉村副部長兼総務室長** まず、どういった点が今回評価されたかということですが、まず、今回のグループは公会堂の利用者等で組織いたします、例えば公会堂友の会といったものを設けまして、このような会合あるいは利用者アンケート、そのほか目安箱の設置等によりまして利用者ニーズを把握する。それによりまして、より質の高いサービスを提供するといった提案がございました。

さらにはグループ各社が、それぞれに専門的な企業ということでございまして、ネットワークを生かしまして広報活動あるいは実施事業等によりまして、建物の歴史的、文化的価値を最大限にアピールしながらその利用率の向上を図るといった内容の点が評価されたところでございます。

それから現管理者の関係ですけれども、工藤委員からお話ございましたとおり、平成24年度分の中身については今評価の作業中ということでございます。これにつきましては、そもそも施設管理が終わった後におきまして、指定管理が適切だったかどうかにつきまして毎年度評価してございます。施設の適切かつ確実な管理運営体制の確保、あるいは指定管理者の業務改善、あるいは県民サービスの向上に資するために随時やっているもののほかに、毎年度管理運営状況について評価しています。今年度の分は、来年9月末までに公表することになってございますけれども、今回評価に当たりまして、まず管理運営者みずからが自己評価というものをを行います。この自己評価が若干おくれておりましたが、今月に出てまいりまして、これを受けまして県はその分析を行うこととしておりまして、まとも次第、公表したいと考えております。

現管理者の評価の関係でございますけれども、現管理者は、指定管理に当たってインターネットシステム、いわゆる予約システムを導入する。あるいは利用者アンケートを行いまして、サービス向上に努めてきたところでございます。そのような民間の視点を取り入れながら、管理運営に取り組んできたということで、利用率がかなり上がってきてございます。そのようなことで、一定の成果は見られたところでございますが、引き続き利用率の向上に向けた取り組みを進めていく必要があるということで県としては認識してございます。

○**工藤大輔委員** これまで、最初に自己評価を行い、その後、県の評価、さらにその後、外部委員会による評価等も必要性に応じて実施するということが基準だと思います。そのような中で、そこまでに至らないまでも、事業者の自己評価と県の評価は、総合的にこれまでも合致してきているものなのかどうかということ。

それと、あと今回指定管理者がかわったわけですが、現在43の指定管理制度が導入されて、施設等の指定管理者制度で実施している中で、大抵1期目のところとかわらないところが、今日までほとんどが受注しているというような実態だと思います。そのような中で

は、より高いレベルで競い合いながら指定管理者を決めていくことは意義のあることだと思いますので、できるだけ多くの方々が競い合いながら、よりよい体制で施設管理等を運営できるような体制を、各課にわたる事業であります。所管部において適切に行っていたきたいと思います。

○**杉村副部長兼総務室長** 指定管理者の自己評価と県の評価の関係でございますが、平成23年度分の評価を行っておりまして、それを見る限りにおきましては、総体的な部分でございますがおおむね適当ということで、指定管理者の評価と県の評価が大体一致しているところでございます。

それから、他の施設を含めて競争性を確保した上で、より質の高いサービス向上を目指すべきではないかというお話がございましたが、まさに工藤委員御指摘のとおりと考えておりまして、今後県といたしましても、総務部といたしましても指導をしてまいりたいと考えています。

○**岩崎友一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

〔佐々木博委員入室、自席に着席〕

○**岩崎友一委員長** 次に、議案第30号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤参事兼財政課総括課長** 議案第30号の当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その2）の28ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております説明資料により御説明をさせていただきます。

まず、1の提案の趣旨であります。平成26年度において、公共事業等の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東、中部、東北自治宝くじを総額102億円の範囲内で発売しようとする事について、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2の平成26年度における発売額102億円の考え方ではありますが、これは平成25年度の本県の持ち寄り額約92億3,000万円を基本として、全体の発売計画の伸び率なども考慮し

て設定したものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第79号尖閣諸島の実効支配の推進及び領海警備法の制定を求める請願を議題といたします。

本請願に対し、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ないようでありましたら、早速ではありますが、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○久保孝喜委員 取り扱いについて、結論から申せば、私は不採択にすべきだと考えますが、請願の趣旨はここに書いているとおり、そのこと自体についてはどうこうありませんけれども、政治的環境、国際的なアジアにおける環境情勢ということからして、日本がこうした形で踏み込むことは、決して国民にとって利益にはならないと思うからでございます。こういう形で、何か確定的に、そして軍事的な橋頭堡を築くみたいな姿勢を示すことがかえって近隣諸国に対する刺激を与え、かつ中国もかなり神経質になっているという状況もありますので、そういう点ではこうした踏み出し方は好ましくないという点で不採択にすべきだと思います。

○佐々木順一委員 今防空識別圏とかいろいろな話で、尖閣諸島を中心にいろいろな国々の緊張関係が高まっておりますので、そういうさなかに、岩手県議会として意思決定をするというのは適当ではないと思うのです。よって、久保委員の主張も理解はいたしますが、現段階においては、特に外交問題、領土問題等々については、特に政府の専管というか、国政の問題でもありますので、ここで地方議会が意思決定をするのは適当ではない。よって、現段階では継続審査が妥当ではないかと思えます。

○久保孝喜委員 先ほど不採択と申し上げましたが、総務委員会の合意が継続審査ということで、今議会で決めないということであれば、その継続には私も賛成いたします。

○岩崎友一委員長 継続審査という声が多数でございますけれども、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。次に、受理番号第92号新聞に消費税軽減税率適用を求める請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○小向税務課総括課長 受理番号第92号新聞に消費税軽減税率適用を求める請願につきまして御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元にお配りしております資料、新聞に消費税軽減税率適用を求める請願に関する説明資料と書いた資料により説明させていただきます。

まず1ですが、平成25年度の与党の税制改正大綱においては、消費税率10%に引き上げ時に軽減税率制度を目指すこととされ、平成26年度の与党税制改正大綱決定時までに結論を得る。そのために与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜検討状況を与党税制協議会に中間報告をするとされております。また、協議すべき課題については記載のとおりとなっております。これを受け、与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会が本年2月に設置され、これまで日本経済団体連合会や全国知事会など25の団体、有識者へのヒアリング等を行い、先月12日に中間報告がまとめられたところです。

2に主な意見を記載しております。軽減税率の対象品目については、対象品目の線引きが困難、特定分野に恩典を与えるとの意見がある一方、食料品や農産物をゼロ税率に、新聞、書籍、雑誌、電子媒体について税率5%とすべきと記載されております。中小事業者の負担増等については適用税率、税額等を明記したインボイスが必要となるが、小規模な事業者ほど複雑な事務負担が増加するという慎重意見と、現行の帳簿方式のもとで請求書に税率、税額を記載すればインボイス制度でなくてもよいなどの積極意見が提起されております。

また、財源の確保については、軽減税率導入が歳入の減少を招くという意見がある一方、景気が回復すれば、税収確保が期待できるとも記載のあるところです。現在、まさに国において、平成26年度税制改正作業が行われており、消費税率10%引き上げ時の軽減税率導入について議論されていることは委員の皆様御承知のところでございます。請願にあります軽減税率の対象品目として、新聞が適用されるかどうかについて、今現在どのような議論がなされているかは、当課も資料を持ち合わせておりませんので、御容赦をお願いいたします。以上で説明を終わります。

○岩崎友一委員長 本請願に対し、質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑、意見等がないようでございますので、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○久保孝喜委員 今回の請願趣旨は、新聞にということが頭に打ってあって、我が会派で

も非常に悩ましかったわけですが、つまり軽減税率一般の議論であれば、これはまさに消費税にかかわる最大の問題点ということになっていきますから、それは十分に理解もできずし、それから個別具体的話で言うと、仮になったとしても新聞に軽減税率を適用とすることについてはもちろん賛成です。ただ議会意思として、新聞というある一つの特定の分野だけに軽減税率を求めるといった意見書の発出が、果たして議会意思として妥当なのかどうかということについては少し考えなくてはいけないと思うわけです。

その点で、この請願の取り扱いについては意見書を出せばいいという問題ではないのではないかという感じもしております、非常に悩ましいということです。

よって、この際、岩崎委員長の取り計らいで、休憩をして意見交換をしてみたいかがでしょうかという提案でございます。

○岩崎友一委員長 それでは御要望をいただきましたので、休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 それでは、再開いたします。

継続審査という御意見がありますけれども、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号第93号特定秘密の保護に関する法律の制定に反対する請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○岡崎私学・情報公開課長 受理番号第93号特定秘密の保護に関する法律の制定に反対する請願につきまして、便宜お手元に配付させていただいております特定秘密の保護に関する法律案の概要により御説明申し上げます。

特定秘密の保護に関する法律案は、資料の本法案の概要に記載のとおり、我が国の安全保障に関する一定の事項のうち、特に秘匿を要するものを特定秘密として保護するため、行政機関における特定秘密の指定、特定秘密の取り扱いの業務を行う者に対する適正評価の実施等の特定秘密の管理に関する措置、特定秘密の漏えい等に対する罰則等について定め、それによりその漏えいの防止を図り、国及び国民の安全の確保に資することが制定の趣旨とされているところであります。

次に、1の特定秘密の管理に関する措置についてですが、特定秘密の指定については、国の行政機関の長は、別表に定める防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロ活動防止に関する事項のうち、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するとしており、行政機関の長は、特定秘密の有効期間を定め、有効期間満了前においても、要件を欠くに至ったときは、速やかに指定を解除することとされております。

また、適正評価の実施のところに記載されておりますとおり、特定秘密の取り扱いの業務を行うことができる者は、特定評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた職員等に限定され、特定評価は職員等の同意を得て、行政機関等の長が実施することとさ

れております。特定評価の実施に当たって、取得する個人情報等の目的外での利用及び提供については原則禁止とされております。なお、職員等とは、下の米印の1にございまして、国の行政機関の職員、契約業者の役職員または都道府県警察の職員であり、また米印の2の行政機関等とは、国の行政機関及び都道府県警察とされております。

次に、特定秘密の提供については、行政機関の長は、安全保障上の必要により他の行政機関に特定秘密を提供することができる。また同じく、行政機関の長は、安全保障上の特段の必要により契約業者に特定秘密を提供できるとされているところでございます。

次に、2の特定秘密の漏えい等に対する罰則でございますが、特定秘密を取り扱うことを業務とする者が故意または過失により漏えいした場合は10年以下の懲役。公益上の必要により特定秘密の提供を受け、これを知得した者が故意または過失により漏えいした場合は5年以下の懲役。また人を欺き、人に暴行を加え、または脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為、その他の特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為については10年以下の懲役、上記の故意による漏えいと取得行為の未遂、共謀、教唆、煽動について処罰する規定が定められております。

そのほかこの法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する行動、または取材の自由に十分に配慮しなければならないと規定されております。なお、本県においては、同法第5条第2項において、警察庁長官が指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密で県警察本部が保有するものが該当する可能性があるものと考えているところでございます。

以上をもって、特定秘密の保護に関する法律の制定に反対する請願に関する参考説明を終わります。

○岩崎友一委員長 本請願に対し、質疑、意見はございませんか。

○久保孝喜委員 ただいまの補足説明にかかわってちょっとお聞きしたいのですが、この特定秘密保護法案は、一般的には国の行政機関ということが前提となっているように見えますけれども、具体の懸念の問題として、地方自治体にも大きな影響があるという議論が国会でもなされております。この法案に関して、国から例えば意見照会なり、あるいは協議、その他含めて県行政に対する何らかの接触があったのかどうか。まずそこをお知らせください。

○岡崎私学・情報公開課長 国からのそういった照会等はございません。

○久保孝喜委員 特に懸念されているのは、2004年に制定された国民保護法との関係ですが、知事がある意味では初動の最高責任者として行政指示を出すということになっているわけです。その行政指示を出す際に、的確、迅速に情報が知事のもとに入るのかどうかという問題点もこの国民保護法の運用にかかわって極めて重要だという指摘がございまして、したがって、県当局としてもそういう懸念に答えるべく、国に対して、この法案によれば

どういふことになるのでしょうかというたぐいの質問なり、問い合わせをするべきだと思うのですが、その点はいかがですか。

○細川法務学事課総括課長 国に照会をすべきではないかというお尋ねでございますが、現時点で法案につきましては、基本的には国の専管事項に係る法案と理解されております。そのことによる県への影響につきましては、今後法案が、もし成立したとすれば政省令あるいは運用基準などの基準等が示されることがあると思いますが、そのような詳細がまだ示されていない段階でございますので、現時点におきましては、照会等をする段階に至っていないと考えてございます。

○嵯峨耆朗委員 私はよくわからなかったのですが、情報公開条例とこの法律というのはどういふかわかりが出てくるのですか。何か影響を及ぼすのでしょうか、参考までに聞かせてもらえれば。

○岡崎私学・情報公開課長 特定秘密の保護に関する法律案に、現行の情報公開条例及び個人情報保護条例の改正等をもたらすような部分はございませんので、現段階では情報公開及び個人情報保護条例に関しての運用に影響はないものと考えております。

○嵯峨耆朗委員 これは質問ではないのですけれども、もし制定するとすれば、あしたですか、強行になって。

○佐々木博委員 きょう。

○軽石義則委員 自民党次第だ。

○嵯峨耆朗委員 そうなった場合に、この請願は、実際には9日に出すわけですよ。もし通ったとしても、この請願はどうなのでしょう。

○岩崎友一委員長 その取り扱い、採択になった場合に再度扱わせていただきます。

○佐々木博委員 事務局に伺いますけれども、この請願自体には、中身を読むと賛成しきれないところが実はあります。ただ、この特定秘密の保護に関する法案に対しては、我々も懸念を持っているところがあります。例えばこの請願は不採択にして、しかしながら意見書を出すということはいかがですか、そういった選択も多分できると思うのですけれども確認します、どうですか。

○岩崎友一委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 再開します。

○佐々木博委員 ちょっと確認していただきたいのですけれども、請願が出ている間は意見書を出せないというのがたしか先例になっていたと思いますから、請願には決着をつけないと多分こういうものはできないはずだけれども、どっちにしても決着をつければ意見書を出せるのではないか。そうであれば決着をつけて、早ければきょうにも何かやってしまうという話もありますけれども、そこをもうちょっと協議したいと思っているのですけれども、いかがでしょうか。



○岩崎友一委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 再開します。

それでは、本請願につきましては採決を行いたいと思います。

この取り扱いに関しては、いかがいたしましょうか。

〔「採択」「不採択」「継続」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員 まず、採決をするということですか。

○佐々木博委員 そう、採決をするということです。

○岩崎友一委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 再開します。

それでは、採決を行います。お諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩崎友一委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長において本案に対する可否を決定いたします。

本案については、委員長は否とすることに決定いたします。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第94号T P P交渉に関する請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○菊池政策監 受理番号第94号T P P交渉に関する請願について参考の説明をさせていただきます。便宜お手元にT P P交渉に関する請願についてという資料をお配りさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

この資料の説明に入る前に申し上げたいことがございまして、委員の皆様は、事情はよく御案内のとおりだと思いますが、このとおり情報がない現状にございます。巷間有識者、いろいろな団体の方々がいろいろな懸念材料をお示しされておりますが、政府等から正式に示されている情報がない中での説明となりますこと、県といたしましてもいろいろ懸念しているところではございますが、確たる資料として御説明できないことをまずは申し上げまして、お含みの上聞いていただければと思います。非常に不本意でございますけれども申しわけございません。

まず資料の1でございますが、T P P環太平洋パートナーシップ協定の交渉経過等々についてお示しさせていただいております。平成22年の3月以降、アメリカほか8カ国で始まった交渉が、いわゆる今の環太平洋パートナーシップ協定まで、日本を含めて12カ国の

交渉となってきた経過をお示ししております。この表の一番下をごらんいただきたいと思っております。下から2番目、本年12月でございますが、7日以降と聞いておりますが、大詰めのTPP関係閣僚会合はシンガポールで開催されるということ聞いております。また、先般の共同声明でもありましたとおり、TPP交渉につきましては、政府間交渉は年内に妥結するという目標で進められているということをお示ししております。

2ですが、重要5品目に含まれる品目ということで、これは政府等からは実は示されておりませんが、今回の請願にもいろいろ触れられておりますので、新聞報道を活用させていただいた特異な資料の提示の仕方ですが、参考として記載させていただいております。米、牛肉等あるいは乳製品等で586品目というのは何だということをお示ししております。

裏面2ページ目にまいります。これも請願の中で触れられております本県経済への影響額のうち、農林水産業及び波及効果等で触れられておりますデータにつきまして、先生方にももう既に御案内のとおり資料そのものでございますが、本県への直接的な効果及び波及効果を含めまして1,438億円の影響があるという資料を改めてお示しさせていただいているところでございます。

次に、3ページ目でございます。以後3ページ、4ページは、これまでの政府等の発言等を政府のホームページ等から引用して使っております。ただし、最後の4ページの6につきましては、まだ政府のホームページで公表されておられません。公式発表ではないという意味ですが、限りなく直近の発言内容等と思ひまして、ここは新聞報道を引用させていただいて使わせていただいたのが6の巻末でございます。

平成25年以降の最近の動きといたしまして、まず1でございますが、両国の共同声明、二国間貿易上のセンシティブティ、いわゆる重要品目があるという存在を認識した等々の御発言、共同声明があったことに始まりまして、3月に安倍首相が交渉参加表明をした際の、いわゆる五つの基準についてお示しさせていただいております。①から⑤、工業製品の数値目標の件、国民皆保険制度、あるいは食の安全安心の基準、ISD条項等々について、改めてお示しさせていただいております。

3につきましては、重要5品目について、自民党の中での決議と、衆参両院での農林水産委員会の決議内容について、改めてお示しさせていただいております。

最後の4ページをおめぐりいただきまして、4には平成25年10月8日のTPP交渉経過の中での首脳声明を改めて記載させていただいておりますし、5におきましては、最近の首相の発言ということで、国会での答弁状況を入れさせていただきました。

最後、6では甘利大臣の1センチも譲れないという発言を引用させていただいております。以上、受理番号第94号の件につきましての参考説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○岩崎友一委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ないようでございますので、本請願の取り扱いを決めたいと思いますけれども、取り扱いはいかがいたしますか。

〔採択〕「一部採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 再開します。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔採決〕と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 採決を行うということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 それでは、採決を行います。お諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩崎友一委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定をいたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、昼食になりますので、午後1時まで休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○小向税務課総括課長 午前中の地方消費税の条例改正の答弁において、追加の説明をさせていただきます。地方消費税の2分の1が市町村に交付されるのは説明のとおりですが、人口で按分する部分について年末に判明とお答えいたしました。平成24年8月の税制改正で増税分の社会保障費の部分が人口按分で交付されるというように既に改正が行われておりましたので、改めてお答えをさせていただきます。

消費税率8%というのは、地方消費税の実収入額の見込みというのは、既に別の答弁のところでお示ししているところでございますが、本県の地方消費税を、平成24年度実績ベースで推計すると416億円ということでございます。これのうち、従来の消費税5%地元分の地方消費税が1%に相当いたします。これが約245億円。それから今般改正、来年の4月から改正される部分の増税部分の税率は0.7%でございます。それに相当する分が171億円、これが社会保障費に充てられるべきとされているところでございます。

これによりまして、市町村の交付金を試算いたしますと、従前のところの1%部分についての半分は122億円、これは人口と従業員数で按分して交付することとなります。それから、増税分の0.7%に相当する部分に半分、これが85億円となります。これが人口のみで按分して交付することとされているということでございます。約85%程度ふえるということ

でございますが、なおこの金額には、国のとり分であります徴収取扱費の新たな基準ができると聞いておりますが、まだ示されておられません。そういう中で、それを考慮しない数字でございます。現行の徴収取扱費の率は、これは一律適用ではないので一概には言えないのですが、4%から5%、おおむねこの程度となっております。これらよりも少し高くなるという報道もございますが、いずれその分をさらにこれから控除された分が交付されるということでございますので、よろしくお願いたします。

○安岡警務部長 午前中、岩手県留置施設視察委員会委員に対する報酬金額について御質問がありましたけれども、日額1万7,400円となっております。

○岩崎友一委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんでしょうか。

○軽石義則委員 全部よろしいのですか。

○岩崎友一委員長 全部含めてです、この際、今のも含めまして何かございましたら。

○軽石義則委員 この際ですので、2点確認をしたいことがありまして、お願いたします。

1点目は、市町村課の業務方針の中に、県と市町村との連携推進、達成レベル目標として県と市町村が信頼関係のもとで連携を強化するというように業務方針の中にうたわれておりますけれども、この中には県と市町村長との意見交換会を開催するとともに、県、市町村の実務レベルでの情報共有、意見交換、副市町村長を対象とした会議の開催という具体的な手段、方法なども記載をされておりますけれども、これらについて現状は今どのようなものになっているのか、どのようなことをされて、そして課題等があるのであればそれをお知らせ願いたいと思います。

○五月女市町村課総括課長 県と市町村の連携推進についてでございますけれども、現在まず知事と県幹部との意見交換を毎年1月に行っておりまして、それを来年の1月に今年度もやる予定でございます。そのほか県幹部、それから市町村の副市町村長との意見交換を年2回開催しておりまして、今年度は7月と11月に行っております。そうした中で、意見交換のテーマを毎年度決めておりまして、そのテーマの決め方も市町村等からどういったテーマがよろしいかというのを募りまして、それから県からも提案を募って意見交換しております。

そういった中で意見交換をやっておりますけれども、課題といたしましては、やはり時間が限られているということがありまして、何回もやれるものではないということもありますので、今3回やっておりますけれども、その中でより充実した議論ができるように進めていきたいと考えているところでございます。

○軽石義則委員 回数などを含めてもやはりそれぞれ首長の皆様方は日程もあるので、時間は限られていると思いますけれども、なぜこういうことをお聞きしたのかといいますと、山田町のこれからの課題も含めて、今いろいろと我々も調査をしているわけですが、そこにおいて、県と市町村との関係強化と言っている以上は、これからの関係も含めて、

そういう意味では特定の課題が特にクローズアップされた場合には、しっかりとその中に入るができないとしてもいろんな立場で意見交換なり、課題把握ができるのではないかと思います、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

**○五月女市町村課総括課長** 御指摘のとおり、やはり県と市町村の連携強化はさらに充実していく必要があると思いますけれども、その中で、こういった形でやったらいいのか、特定の課題に対して個別にやるというのもなかなか難しい面もございますし、我々としても悩みが多いところでございますけれども、やはり市町村課の立場としましても、より市町村の立場に立って、問題があったときに意見を聞いて助言をするということもそうですし、問題が起きた後に、それを踏まえてできるだけフォローしていくというのは、当然のスタンスでございますので、そういった点を踏まえて、政治家同士ということになりますと日程の関係もございまして、我々事務方であれば頻繁に足を運ぶこともできますので、より今まで以上に連携を深められるように取り組んでまいりたいと思います。

**○軽石義則委員** 今まで以上に、ぜひ連携を深めていただきたいと思っておりますし、当面抱えている課題を解決するためには、そういう意味ではいろんな力をそれぞれが発揮できるような立場をつくっていくことも大事だと思いますので、ぜひお配慮をお願いしたいと思います。

次に移ります。国体並びにスポーツ大会の準備もかなり進んできていると思っておりますけれども、全国障害者スポーツ大会におきまして、オープン競技も実施されるとお聞きしております。これから具体的な競技種目などの選定にも入っていくと思っておりますけれども、現状では、どのような種目が候補として考えられているのか、取り組みをしている状況をお知らせ願いたいと思います。

**○伊藤特命参事** ただいまの軽石委員の御質問にお答えいたします。

本県で平成28年に開催を予定しております第16回全国障害者スポーツ大会において、いわゆる正式競技は、個人競技が6競技、団体競技が7競技の13競技になりますが、このほかにオープン競技と申しまして、これは主催者間で実施が可能な競技ということで実施することができる競技となっております。この競技につきましては、現時点でラグビー、ビリヤード、卓球バレー、ゲートボール、そしてペタンクの五つの競技について実施の希望がございます。

したがって、私どもといたしましては、この競技団体に実施の企画書を提出していただきまして、この団体につきまして今ヒアリングをしてございます。このオープン競技につきまして、政府といたしましては、主催者あるいは主体的に実施が可能かどうかといった選定基本方針を定めてございまして、それにのっとって選定をしていく予定でございまして、今年度中には競技の候補が決まるというようなスケジュールになってございます。

**○軽石義則委員** 状況はわかりました。障がい者の皆さんのスポーツ大会というのは、運営するのも自分たち自身ではなくてサポートもかなり多く必要になってきますし、運営の困難さというのは、国体に比較するとかなり手もかかることが現実だと思います。主催団

体がみずから運営できるかといえ、まだまだそういう競技になっていないものもありますし、オープン競技の意味は、やはり広くスポーツを楽しんで、みんなで同じレベルにはならなくてもスポーツには参加できるのだという意識づけも大事だと思っておりますので、ぜひ選定基準に固執するのではなくて、岩手県の国体並びにスポーツ大会には多くの皆さんが、あらゆるハンディを乗り越えて参加できる、まさに希望郷国体に、そしてスポーツ大会にしてほしいと思っておりますが、どうしても基準というものを越えることができないのかどうか、教えていただきたいと思っております。

○伊藤特命参事 今軽石委員のお話にありましたけれども、障がい者スポーツの広い普及ですとか、それから障がい者の方の社会参加の推進といった観点から、私どもといたしましても丁寧な御指導、競技団体との協力、地元の市町村との連携等を図りながら選定をしていきたいと思っております。

○軽石義則委員 ぜひそういう形でスポーツに参加したいという気持ちを尊重していただいて、それをしっかりサポートしていただく体制と、当然各団体がヒアリング中ということでございますので、ヒアリングもしっかりしていただいて、その後の経過も、ぜひお示しを願いたいと思っております。これは意見としてつけて終わります。

○久保孝喜委員 2点ほどお尋ねをしたいと思っておりますが、最初に県職員の給与に関してお尋ねをしたいと思っております。

震災復興に向けて、これからスピードアップを図っていかねばならないという時期にあって、当然県職員の意欲的な仕事も期待されているところですが、そういう職員のモチベーションを依然として下げ続けている課題に給与の問題があると思っております。出先の職員の皆さん方と色々な機会にお話をするわけですが、現在の県行政のどうか、県の給与に関する姿勢という点では、末端の職員の皆さん方は納得してないということが私も感じております。

そこでですが、11月15日に、政府は来年度の給与改定については行わない、それから、現在の震災復興に絡む給与削減については、同法がもともと限定的な法律でしたが、その法律に基づいて3月31日でこれを終了するということを決定いたしました。当然県職員の現在の給与削減についてもこうした国の動向と歩調を合わせるものであらうと思っておりますので、その点について明確に現在の考え方についてまずはお尋ねをしたいと思っております。

○大槻人事課総括課長 一つは給与のベースの部分についての人事院の給与の改定を行わないという趣旨につきましては、私どものほうでは人事委員会の勧告を尊重するというところで考えているところでございますし、またいわゆる特例の減額の部分でございます。この辺の減額の部分につきましては、久保委員御指摘のとおり、国では3月までということで、その後はやらないということはお話をされておりますけれども、私どものほうで今回なかなかそういった部分まで踏み込んで申し上げていない部分でございますけれども、現在のところ、地方財政計画がまだ出ていないということで、地方に対する交付税額にそれが反映されているかどうかまだ不明確でございますので、その部分をちょっと見させてい

ただいている現状でございます。

○久保孝喜委員 ここは単に事務的な手続の問題だけではなくて、冒頭申し上げたように県職員のモチベーションにかかわる非常に大きな課題だと思うのですが、そういう意味で、トータルとして国の方向に準じて考えていくという理解で今のお話は受け取ってよろしいのかどうかお尋ねします。

○大槻人事課総括課長 先ほどの若干繰り返しになる部分もございませけれども、今回特例減額をさせていただいた一番の大きな理由という部分が、有無を言わせぬといいますが、言ってみれば国の交付税の削減に基づいた格好で、私どものほうで各種の事業の執行が滞らないようにといった格好での職員に対する協力の依頼でございました。そういうことから考え合わせますと、確かに国では国家公務員の給与削減については行わないと明言してございませけれども、それが現在のところ、まだ交付税にはねてくるかどうかというところはなかなか見えないところでございませるので、大変恐縮ですが、その部分も確認させていただいた上での判断をさせていただきたいと思ひます。

○久保孝喜委員 これ以上は言ひませけれども、結局下げるときは国のやり方に対して抗議の気持ちはありつつも従ってしまう。しかし、回復するときには、国はやっているけれども、これは全体のお金の問題がと言ひしてしる。そういう姿勢全体がやはり県職員のモチベーションを結局下げているのです。下げるときはすぐ下げて、上げるときは時間をかけるのかという話にもなるわけです。姿勢の問題ですよ、つまり人事政策上の姿勢の問題が今問われているということなので、その点については、厳しくこれからも私どもも見ていきたいと思ひますので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思ひます。

そこで今お話のありました人事委員会にお尋ねをしたいと思ひのですが、別にとぼつちりのような顔をしないでいただきたいと思ひのですが、今回給与については、国に準じて改定がないということで、報告も先般配付がありましたので読ませていただきました。言われていること、県職員の労働条件全体については給与改定がない報告のときには、むしろ全体の労働条件についてこういう改善をすべきだというもっと積極的な報告があつていいのかなと思ひたのですが、その点については何か付け加えて説明することがあるのでしょうか、お尋ねをしたいと思ひます。

○佐藤人事委員会事務局長 我々といたしましては、報告の中には出ていない部分がありますけれども、例えば諸手当の関係とか、例えば通勤手当の絡みですとガソリンとかそういう分もございませし、あとは給与以外の関係ですと、採用試験のあり方とか、いろいろそういう部分について常日ごろ久保委員から提案を受けて議論しております。その部分については、また今後時間をかけて検討していく部分もございませるので、一定の成果を得ながら、社会情勢に適合するような形での人事政策とすることに努めてまいりたいと思ひしております。

○久保孝喜委員 ぜひそういう姿勢で積極的な提言、報告をこれからもお願いしたいと思ひます。

そこで、今回の報告書の最後に、資料として、まさに震災との関連も類推されるわけですが、精神疾患による県職員の長期療養の表がございます。これによると6カ月以上休職療養した、いわゆる精神疾患の県職員が平成22年度は42名、平成23年度が45名、平成24年度が45名ということになっていまして、そんなに大きく変動はないのだなと思っておりました。ところが、平成24年度の報告書に同じ表が載っているわけですが、平成24年度の報告書の中には、平成22年度が99人、平成23年度が83人ということになっていまして、同じ表なのですけれども、えらく違う数字が載っているのですが、これは事務的な間違いか何かですか、その点の御説明が欲しいのですけれども。

○**花山職員課総括課長** ただいまの御質問でございますが、メンタルヘルス不調により休職療養を行った者につきまして、本年の人事院報告におきましては、前年度の報告と対象の範囲が変わってございまして、ことしの部分につきましては、教職員の部分につきましては直接人事委員会の範疇外の部分もございまして、人事委員会が労働基準、それから労働安全衛生上の業務範囲とする人数を掲載したということでございます。

○**佐藤人事委員会事務局長** 今の概略はそうなのですが、もっと正確に申し上げますと、人事委員会の労働基準監督権限が及びますものについて調査するというところで整理いたしました。したがって、市町村長が労働基準監督権限を有する県費負担教職員、つまり市町村立学校職員を対象外としたために数字が大きく下がったということでございます。

○**久保孝喜委員** そういうことであれば、この表にそのように書かないと間違っただけのアナウンスをすることになってしまいますよ。そういう意味では、県職員の労働条件その他について、基本的にどこよりも詳しく報告をしなければならない人事委員会が、対象の範囲が変わりましたとあって、前の年の報告書とは全く別の数字を何の説明もなしに載せてしまうあたりに、これは人事委員会に言ってもしょうがないことではあります。実は先ほどから言っている、職員に対する人事政策上の非常に誤解を招きかつ失望させる話になってしまうと思うのです。

今の説明ですと、そうであるなら、なぜ昨年まではそれを一緒に何年もの間含めて報告をしていたのかということになるわけです。我々がこうした資料を見る際には、トータルとして少なくとも労働安全衛生にかかわる監督権限云々の話は考慮して見ているなんてことは全くないわけです。県職員と言ったら全部が県職員というように見るのが当たり前のわけですから。そういう点では非常に不誠実な報告書、あるいは表の掲載だと指摘をせざるを得ないのですが、どうなのでしょう。

○**佐藤人事委員会事務局長** この部分については、確かに説明が不足していた部分はあったかなと考えておりますけれども、基本的には任命権者ともいろいろとその点を調整をしながらやったというものでございます。確かに説明の部分については若干足りなかったということになります。来年度以降、また変更点がございましたら、きちんと注意書きをさせていただきますと思います。

○**久保孝喜委員** この件に関しては、前の範囲に戻すべきだと思います。内訳がきちんと



そういう形でわかっているのであれば書けばいいだけの話ですよ。小、中のいわゆる市町村が、監督権限がある部分の県職員は何人と書けばいいだけの話で、我々が見たいのはトータルとしてどういう推移があるのかということなわけですから、その点ではこうした資料の趣旨に沿って工夫をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、J R岩泉線廃止の関係をお尋ねしたいと思います。11月にJ R東日本は、国に廃止届を提出したということになりました。これまでもこの3年余にわたってこの議論は当委員会でも繰り返されてきたところでございます。そういう意味で、今回の廃線にかかわって、いろいろと報道はされておりますが、改めて県当局として廃線が持っている意味についてどのように総括をしているのか、その点をまずお聞きしておきたいと思います。

**○佐々木交通課長** 今J R岩泉線の廃線の意味ということでお尋ねがあったところでございます。

J R岩泉線につきましては、これまで地域住民の足として、それから秘境路線という言い方で観光路線としても非常に活用されていた、地域の資源だったということがございました。それが今回J Rで廃線の意思が固いということで、県といたしましても再三J Rに廃線を撤回するようというところで要望をしたり、あとは昨年度になりますけれども、検証委員会を立ち上げて、J Rが本当に必要だという復旧金額に対しまして独自に復旧費を算出するなどして一生懸命働きかけをしてきたところでございます。

今回J Rでは廃線という形で、その代替という意味合いもあって、県の国道340号の押角峠の改良につきまして20億円を上限に資金協力をするといったような提案もあったところでして、地元の宮古市、岩泉町の苦渋の決断になりましたし、県といたしましても両市町の意向も踏まえた上で、やむを得ないという形で今回J Rとの間で合意をしたということは、非常に残念に思っているところでございます。

**○久保孝喜委員** 今回の廃線の意味は、単に該当の市町がこれから先の公共交通の手段を失うことにとどまらず、今回の廃線が、国鉄がJ Rに移行になり、J R東日本が発足をして、このJ R東日本管内で初めてそういう意味での地方線の廃止という政治的にも極めて大きな意味を持った廃線だったと捉えることが必要だと考えます。

そう考えると今回、今お話があったように、ただただ廃線してしまうというだけではなくて、一定の鉄道事業者としての責任を考えて、以後のさまざまな利活用を含めた、あるいは工事費用などの負担としての20億円拠出というのは、それはそれで一定の譲歩といえますか、妥協を引き出したものという点では理解はできますけれども、問題なのはこれから先、県内にあるそうしたローカル線と言われるこの路線に対する波及の問題でございます。

つまり、今回のJ R東日本の論理が通るのだとすれば、これから先、線区ごとの利用頻度だとか、あるいは営業係数だとか、そういうものをいわば理由として、次々と廃線が打ち出されることは容易に想像できることを私たちは考えておかなければならないということだろうと思うのです。経済合理性に基づいた廃線ということが常識化していくと。その

際に一定程度のお金を出せば廃線できるのだと。世論は、あるいは自治体はそれで納得させられるというように思われたら、これはもう完全なる敗北になるわけで、そうさせないための手立てというものをどう考えるかということが実は今回の廃線を機に私たちが考えなければならない一番の肝だと思わわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょう。

○中村政策地域部長 今久保委員からお話がありました今回のJR岩泉線の廃線という結論は、我々としても非常に苦渋の決断ということで判断をさせていただいたということでございます。これが決してほかの路線に、同じような適用があってはならないと考えておりますし、JR東日本が公共事業者という責任は引き続き持っているわけですから、そういうことはしっかり求めていきたいと考えております。

まだ決着がついておりませんJR山田線についても、そのような考えで我々としては引き続き早期の復旧を求めていっておりますけれども、JR全体としては、久保委員から以前からお話ございましたが、会社トータルとしては利益を出しているということから、そういった意味では、単に赤字だからといって切り捨てるという論理は、これは一般の国民が受け入れられない論理だと我々も思っておりますので、引き続き重要な県民の方々の足は守っていききたいと考えております。

○久保孝喜委員 そういう点で一番心配なのは、あえてここで名前を出しますが、JR北上線だと思うのです。JR東日本が公開している線区ごとの収益などを見ても、県内にあっては、JR北上線の収益あるいは乗降人数含めて、非常に危機的な状況に立たされているという認識を、この表を見ただけで誰でもわかるという状況になってきておりますので、そこに対する手だてというものが、県当局としても部長のお話にもあった波及させないという取り組みの上でも実に重要なことになってくるのではないかと思いますので、どのようにお考えでしょうか。

○中村政策地域部長 実は、JR山田線の復旧の関係でJRと議論している際に、JRからは、JRが経営している路線については、一般の住民の方々が自分の線路だという認識が薄いというお話を実はいただいております。そのようなことがありまして、JR山田線については利用促進検討会議ということを地元の市町村を交えて立ち上げて、地元としてどういった利用推進策ができるのかといったことの検討を進めておりますが、そのような意味では今久保委員からお話がありましたJR北上線、その他の路線を含めて、やはり地元の方々が、JRが経営している路線であろうが、自分たちにとって重要な線路だということを再認識していただいて、自分たちが守っていかなければならないのだという意識をもっと強く持っていただく必要もあるのではないかと考えております。そういったこともあわせて、今後市町村と連携をとりながら取り組みを進めていければと考えております。

○紺野副部長兼地域振興室長 ただいま中村政策地域部長からもお話があったのですが、実は11月中に北上市、湯田町を私どもが訪問させていただきまして、やはり危機感を持って今後の利用対策をしていかなければいけないということを打診しておりまして、両市町

からは、みずからのマイレールでございますので、しっかりと今後県ともども情報共有しながら、何が一番利用促進に結びつくのかという観点でお互い検討していきましようということになりましたので、今後はその実践の段階に入るのかなと考えておまして、今後そのような観点から実践をしていきたいと思っております。

○**嵯峨耆朗委員** 震災関連死の件についてですけれども、この間も議会の議論がありましたけれども、両市は県の審査会の結果を受けてあのような判断をしたと。県では、あくまで市の処分の取り消し訴訟なので、県はコメントする立場にないというのが新聞に出ていましたけれども、改めて聞きますけれども、認識についてはそれでいいのですか。

○**佐野生活再建課総括課長** 震災関連死に係る訴訟の件でございます。訴訟当事者は確かに市でございますが、県として両市から委託を受けて審査会を運営してございますことからその審査会のあり方の部分、あるいは審査会の議論の内容等について、資料の提供あるいは両市の担当弁護士との打ち合わせ等を通じて支援してまいりたいと考えております。

○**嵯峨耆朗委員** 議会でもそういう答弁があったやに聞いておりますけれども、実際この認定の結論を出したのが審査会ですよね。そういう認識はあるのですか。

○**佐野生活再建課総括課長** 審査会として、その死亡に至る原因として震災等の関連について、関連性がないという判断を行い、それをもとに両市において弔慰金の不支給という決定に至ったというものでございます。

○**嵯峨耆朗委員** 詳しくは知らないのだけれども、これは何で訴えたのですか、どう思っていますか。

○**佐野生活再建課総括課長** 不支給決定通知という形で御遺族、申立人の方にお知らせするという形にはなるわけですけれども、その過程で、できるだけ丁寧な説明をするようにということは、県から各市町村にお願いしているところですが、そのような御説明について、申し立てされた方が御納得いただけなかったということで、結果的に訴訟という形になったものと考えております。

○**嵯峨耆朗委員** 今回訴えられたのですけれども、県の立場としては、審査会の決定が間違っていなかったというスタンスで対応していくのか。実際どうだったのかというようなことを改めて考え直すとか、そういったこともあり得るのでしょうか。それとも、全然間違っていない、審査会としては瑕疵がないと、訴えはおかしいのだというスタンスでいろんな形で支援していくものなのですか、どうなのでしょう。

○**佐野生活再建課総括課長** 審査会の審査の過程で、どのような判断要素があって、どういった議論のもとにそういった結論が出たのかということについて、求められれば資料としてお出しするという形でございます。県の審査会では、これまで懇切丁寧な審査を行って、総合的、多角的にきちんと審査してきたつもりでございます。そういったことについて、訴訟の過程で御協力申し上げます。そのような形で対応してまいりますが、いずれ訴訟として係争中でございますので、訴訟の方向を注視してまいりたいと考えております。

○**嵯峨耆朗委員** 多分、訴えられた方々は訴訟するというのは大変ですよ。ですからか

なりの決断と、よほどの不服感というものがあったと思うのです。そうした場合に、例えば、審査が絶対に間違っていなかったと言いたいのでしょうかけれども、もしかしたら、改めて考えてみると該当する場合もあった、そういう判断もできたのかなというような形で自分たちの審査のあり方の再認識というか、捉え方はしないのですか。

○佐野生活再建課総括課長 係争案件になった時点ですので、この時点で既に行ったものを見直すことはなかなか難しいかと思えます。

○嵯峨耆朗委員 私はよくわからないのですけれども、認めてもらいたいという程度なのでしょうけれども、これを見たら、やはり改めて振り返って認定基準と照らし合わせて、そうしたら認定してもよかったのかなとか、仮に認定すれば裁判とかがなくなるのではないかというようには考えないのでしょうか、どうなのでしょう。

○佐野生活再建課総括課長 そういった不服、あるいは納得いただけないケースについては、これまでも再審査という形で柔軟に対応をさせていただきます。再審査の結果、もう一度振り返って審査したケースであって、なおかつ結論が覆らなかったというケースでございます。審査会の審査の結果をもとに市町村が不支給決定を行ったものについての訴訟ということでございますので、ここで審査会を改めて開いて覆すということは両市からの求めがない限り、基本的にはできないものと考えております。

○嵯峨耆朗委員 ということは、二つのケースが同じ内容ではないと思うのですけれども、やはりもう一回審査をしてくれということがあったら審査するということですか。

○佐野生活再建課総括課長 県としては、両市から委託を受けて審査会を運営しておりますので、論理的にはあり得るかと思えますが、それについては、今後の裁判の中身もございまして、両市のお考えもありますので、その時点での判断ということになるかと思えます。

○嵯峨耆朗委員 再審査しながらの決定なのでしょうけれども、よほどのことではないのかと思うのです。そういったことも念頭に置きながらというか、いろいろと私も基準とかさまざま見させてもらったし、長岡基準とかも読みました。そして、微妙に違う面もあるようですし、津波を伴う災害とも全く違うわけですね。ですから、それをそのまま持ち込んでどうなのかという気もしますし、これからまた経過が出てくるでしょうから、その都度、議論をしたいと思えますけれども、可能な限り被災者の側に立ったような形の判定ができればなど、お願いしたいところであります。

○工藤大輔委員 確認をしたいと思えます。消費税に関することなのでしょうけれども、総務省から県にも公共料金に関して消費税引き上げに伴う対応として何らかの通知が来ていると思えますが、それを受けて、県では来年4月に向けてどのように検討を進め、引き上げ基準等の検討を進めているのかお伺いしたいと思います。

○佐藤参事兼財政課総括課長 消費税の引き上げに伴う公共料金への転嫁等ということでございますけれども、本県ですと使用料あるいは手数料というところに適切に反映する方向で見直し検討を進めていくこととしてございます。現在、来年度の予算編成の作業に入

っているところをごさいますて、その中で、あわせて使用料、手数料についてもその内容について見直しをかけていく予定としてごさいます。

○**工藤大輔委員** 窓口サービスでの手数料については、まだ国でも協議している最中かと思いますが、基本的には公共料金は全て一律にアップ分を引き上げるという認識でいいのかどうか。対象となる施設だとか、利用料に関するものが全て一律そうなるのかどうか、政策的判断等がそこに何か働いてくるのかどうかお伺いしたいと思います。

○**佐藤参事兼財政課総括課長** 一律ということではなくて、基本的にはふだんから使用料、手数料の改定に際しては、一件一件内容を精査してごさいます。今回は公共料金の消費税の転嫁についても、あわせて個々の使用料、手数料を一件一件について精査をして判断してまいりたいと考えてごさいます。

○**工藤大輔委員** 国からの通知は、消費税引き上げに伴い公共料金の改定申請をする場合、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するということが、物価担当官会議の申し合わせということで、これを徹底しなさいという形でつくったわけですが、いずれそうだとすても、県の判断とすれば一件一件の内容を見ながら判断をしていくということによろしいのですか。

○**佐藤参事兼財政課総括課長** 基本的には、そのような適正な転嫁というのは通知のとおりでごさいますし、それから先ほども申しましたように、私どもは使用料、手数料の見直しに際しては、きちんとサービスの提供に伴って必要なコストがかかっている。それらも踏まえながら、あわせて判断していくということでごさいます。

○**岩崎友一委員長** ほかにごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** ほかになければ、これできょうの審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情2件及び所管事務の調査を行いたいと思ひます。調査項目については、広聴広報事業について及び希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の準備状況についてといたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願ひます。追って継続審査及び継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うこととすますので、御了承願ひます。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。